

「仏暦二四八五年外国為替管理法令の内容  
に基づき制定する財務省令第二六号  
（仏暦二五五一年）」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

● 仏暦二四八五年外国為替管理法令の内容に基づき制定する財務省令第二六号（仏暦二五五一年）〔一月二八日官報公示、施行〕

前文省略

#### 第一項

仏暦二四八五年外国為替管理法令の内容に基づき制定された省令第一三号（仏暦二四九七年）の第二項における「許可取得者」と「通貨購入代理人」の間に、「許可取得法人」の語句規定を増補する。

「許可取得法人（ニティブッコン・ラップ・アヌヤート）」とは、外貨支払いに係る事業許可を取得した許可取得銀行、許可取得会社及び設置法のある法人を意味する。」

#### 第二項

仏暦二四八五年外国為替管理法令の内容に基づき制定された省令第二四号（仏暦二五五〇年）によって改定増補された仏暦二四八五年外国為替管理法令の内容に基づき制定された省令第一三号（仏暦二四九七年）の第一六項の内容を廃止し、以下の内容に置き代える。

##### 「第一六項

輸出者は代金である外貨を輸出日から三六〇日以内に入手しなければならず、その外貨を受け取った時、直ちに国内に持ち込み、大臣が官報公示により定めた期間内〔注／三六〇日以内〕に、その外貨を国内の許可取得法人に売却するか預けなければならない。ここに大臣が免除を命じた、もしくは外国為替管理官から許可を得た場合はその限りではない。

第一段に基づき得た外貨の許可取得法人への預金、もしくは当該外貨の引き出しにおいて、輸出者及び許可取得法人は外国為替管理官が定めた預金もしくは引き出しにおける原則、方法、要件、金額、期間に従わなければならない。

大臣の命令においては要件を定めることもできる。」

#### 第三項

仏暦二四八五年外国為替管理法令の内容に基づき制定された省令第二四号（仏暦二五五〇年）によって改定増補された仏暦二四八五年外国為替管理法令の内容に基づき制定された省令第一三号（仏暦二四九七年）の第二〇項の内容を廃止し、以下の内容に置き代える。

##### 「第二〇項

第一六項に定めた以外に外貨を得た者は、直ちに国内に持ち込み、大臣が官報公示により定めた期間内〔注／三六〇日以内〕に、その外貨を国内の許可取得法人または許可取得者に売却するか許可取得法人に預けなければならない。ここに商取引による外貨である場合、当該の者は取引日から三六〇日以内にその外貨入手しなければならない。

第一段の遵守において、外国為替管理官は一般または特定の免除を命じ、免除に当たって要件

を定めることもできる。

第一段に基づき得た外貨の許可取得法人への預金、もしくは当該外貨の引き出しにおいて、外貨取得者及び許可取得法人は外国為替管理官が定めた預金もしくは引き出しにおける原則、方法、要件、金額、期間に従わなければならない。」

#### ●外国為替管理についての財務省布告（第二号）

仏暦二四八五年外国為替管理法令の内容に基づき制定された省令第二六号（仏暦二五五一年）によって改定増補された仏暦二四八五年外国為替管理法令の内容に基づき制定された省令第一三三号（仏暦二四九七年）の第一六項及び第二〇項の内容に基づく権限に依拠して、財務大臣は外貨を国内の許可取得法人または許可取得者に売却するか許可取得法人に預けなければならない期間を、外貨取得者が許可取得法人からその者の名で外貨を得たことを通知された日、もしくは国内に持ち込んだ日から三六〇日以内と定める命令を布告する。

ここに、外貨の入手は外国為替管理官が定めた原則、方法、要件に従うこととする。

本布告は仏暦二五五一年（西暦二〇〇八年）二月四日から施行する。

仏暦二五五一年二月一日布告

#### ●許可取得法人に対する大臣命令についての財務省布告（第七号）

仏暦二四八五年外国為替管理法令の内容に基づき制定された省令第二六号（仏暦二五五一年）によって改定増補された仏暦二四八五年外国為替管理法令の内容に基づき制定された省令第一三三号（仏暦二四九七年）の第三項、第一六項、第二〇項の内容に基づく権限に依拠して、財務大臣は許可取得法人を以下に従わせる命令規定を布告する。

##### 第一項

仏暦二五五〇年七月二三日付けの許可取得法人に対する大臣命令についての財務省布告（第六号）によって改定増補された仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第九項の内容を廃止し、以下の内容に置き代える。

##### 「第九項

いずれかの者の名で外貨を得た時、許可取得法人はその者に通知を受けた日から三六〇日以内、いずれかの許可取得法人にその外貨を売るか預けなければならないことを通知する。」

##### 第二項

仏暦二五五〇年七月二三日付けの許可取得法人に対する大臣命令についての財務省布告（第六

号)によって改定増補された仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一二項の内容を廃止し、以下の内容に置き代える。

「第一二項

以下の目的のための外貨の売却または交換において、許可取得法人は外国為替管理官が定めた以下の金額を超えない範囲で売却または交換することができる。

(一) 外国証券の売買事業ではない外国事業に投資または融資するため。

(a) 外国為替管理官が定めた自己のグループ内事業への投資送金または融資であれば、合計で一年につき一億米ドル以下もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨。

(b) 持ち株比率またはオーナーシップの割合が一〇%以上の事業への投資送金または融資(持ち株比率は一件あたり)、及び外国為替管理官が定めたところに基づく当該事業のグループ内事業への投資送金または融資であれば、合計で一年につき一億米ドル以下もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨。

(c) 外国為替管理官が定めた資格を有するタイの法律によって設立された法人、及びタイ証券取引所上場の法人による(a)または(b)に基づく投資送金であれば、許可取得法人は(a)または(b)で定めた金額を上回る額で売却または交換することを検討できる。

(d) 外国為替管理官が定めた資格を有するタイの法律によって設立された法人、及びタイ証券取引所上場の法人による(a)または(b)に基づく融資送金であれば、一年につき一億米ドル以下もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨。

(二) 外国に永住したタイ人へのその所有資産の送金のためである場合、各受取人につき年に一〇〇万米ドル以下もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨。

(三) 外国に永住する遺産受取人への遺産の送金のためである場合、各受取人につき年に一〇〇万米ドル以下もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨。

(四) 外国に居住する家族または親族への送金のためである場合、各受取人につき年に一〇〇万米ドル以下もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨。

(五) 不動産購入のためである場合、一件につき年に五〇〇万米ドル以下もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨。

(六) 公益のための寄付である場合、一件につき年に一〇〇万米ドル以下もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨。

第三項

仏暦二五五〇年七月二三日付けの許可取得法人に対する大臣命令についての財務省布告(第六号)によって改定増補された仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一四項の内容を廃止し、以下の内容に置き代える。

「第一四項

外国為替管理官が免除を命令した場合、もしくは各ケースにおける金額を別段に布告規定した場合を除き、外貨預金口座への入金において許可取得法人は入金されるその外貨が外国から得た

ものであるか、国内居住者が購入、交換または許可取得法人から借り入れたものであるかどうかを調べ、いかに従う。

(一) 外国の資金源から生じた金銭であれば預金申請額に基づき預金に応じる。

(二) 国内居住者が許可取得法人から購入、交換または借り入れた金銭であれば以下のよう  
行動する。

(a) 預金者が外国にいる者または許可取得法人に対し外貨支払い義務のあることを示す書類を提出させ、その金額を超えない範囲で預金に応じる。ここに、外貨預金額は個人である場合、その預金者の全口座及び全外貨を合わせ一〇〇万米ドル以下もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨、法人である場合は、一億米ドル以下もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨とする。

預金者が第一段に定めた金額を超えて外貨を預金した場合、外貨預金に応じた日から一二か月以内に外国にいる者または許可取得法人に対し外貨支払い義務があることを示す書類を提出させ、その金額を超えない範囲でさらに預金に応じることができる。

(b) 預金者が支払い義務を示すことができない外貨預金引き受けは、個人である場合、その預金者の全口座及び全外貨を合わせ一〇万米ドル以下もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨、法人である場合は、三〇万米ドル以下もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨とする。

(一) および(二)に基づく外貨預金引き受けは外国為替管理官が定めた原則、方法、要件に従う。

本布告は仏暦二五五一年（西暦二〇〇八年）二月四日から施行する。

仏暦二五五一年二月一日布告

(おわり)